

## 入所選考基準の検討について（委員意見と事務局案）

### 1. 保育士等の子どもの優先入所について

#### ア. 対象とする職種

- 案① 保育士に限る・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3名
- 案② 保育施設等に勤務する有資格者に限る・・・・・・・・ 2名
- 案③ 保育施設等に勤務している方全てを対象とする・・・・ 3名

意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・資格がある方で市内・市外でも保育施設に働く方を優先させてあげたい。</li><li>・幼稚園教諭についても含めて欲しい。</li><li>・優先順位をつけるのであれば、常勤職員に限ったほうが良い。</li><li>・資格を問わず施設に従事し、運営に必要なスタッフなら全て認めるべき。</li><li>・保育所に働く全ての職種を対象にしたほうが良い。</li></ul>
----	---

→事務局案 案① 保育士に限る

#### イ. 対象とする働き方

- 案① 常勤職員に限る・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2名
- 案② 保育所等に雇用されている職員に限る・・・・・・・・ 5名
- 案③ 派遣社員を含め、保育所等に勤務する職員全てを対象とする・・・・ 1名

意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・実際に子どもがいて働く方は、常勤以外も多くいる。</li><li>・優先順位をつけるのであれば、常勤職員に限ったほうが良い。</li><li>・派遣社員は、雇用契約を派遣会社と結んでおり、待機児童対策等については派遣会社も積極的に関わることだと考える。たとえば、派遣会社が保育施設の経営や特定施設と優先契約するなど。</li><li>・様々な雇用形態がありますが、保育所を利用したい方はどんな職業であれ、保育所に入所できるか否かはその方にとって死活問題です。が限られた枠の中では致し方ないかとも思います。「保育所で働く」という特典は最小限にし、他の必要な人たちが使えるものでなければならぬと考えます。従って勤務時間で縛りかける・・・・少なくとも6時間以上の勤務を求めるとすることを提案します。</li></ul>
----	---

→事務局案 案② 保育所等に雇用されている職員に限る（内定含む）

ウ. 対象とする施設

- 案① 認可保育施設に限る . . . . . 1名
  - 案② 待機児童対策に含まれる認可施設 . . . . . 2名
  - 案③ 待機児童対策に含まれる認可施設及び無認可施設 . . . . . 1名
  - 案④ 全ての保育所等 . . . . . 1名
- また、これらの施設が市内に所在するか否かで区分することも考えられます。

意見	・人の子を保育している立場で、自分の子が保育施設に預けることができないことはおかしいのでは？
----	--

→事務局案 案④ 全ての保育所等

エ. 入所選考における優先度

- 案① 調整指数で加点する . . . . . 2名
- 案② 同点優先項目で加点する . . . . . 4名

意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の職業でも、人手不足であることは理解していますが、このままでは人が確保できない施設が多くでます。</li> <li>・就労状況（日数・時間）等の保育の必要性が同程度の方のなかで優先されることから、現状よりも保育士等が保育施設に入所できる可能性が高まりつつ、職業による不公平感も低減されるならよい。</li> <li>・同点時の優先項目として、「保育資格を有し、保育施設等で働いている保護者」を入れていただくことを希望します。絶対的な加点を入れるより、同点での優先項目とすることで、理解得やすいと考えています。</li> </ul>
----	--

→事務局案 案② 同点優先項目で加点する

オ. 基準の改正案

改正案	<p>同点優先項目 第5の⑥に以下の項目を追加  「利用調整申込期日において、児童の保護者が保育士証の写しを提出し、保育施設及びそれに準じる施設（市外含む）に保育士として就労し、又は就労予定である場合」</p>
考え方	<p>市の重点課題である待機児童の解消のため、保育士の人材確保が重要であることから、保育士への加点は必要と判断した。</p> <p>各委員のご意見では、優先方法は他職業とのバランスを考慮し、優先項目とする意見が多いため、第5優先項目の一つとした。対象施設と職員については意見が分かれているが、待機児童対策として保育施設の整備を進めている本市としては、職員を保育士（有資格）と定義した。対象施設については、認証保育所、企業主導型保育施設、院内託児施設等の認可外も含めた保育施設とし、保育士として働く、認定こども園、幼稚園の預かり保育も対象とする。市内・市外の扱いは、保育士確保の観点から、市外も含めて対象とした。</p>
改正の影響	<p>平成30年度入所では、保護者が保育士の申請者62名中55名が内定、7名が入所保留となった。本基準改訂を保留の7名にあてはめた場合、内定となる対象はいない。幼稚園教諭は、2名の申請者中、内定者は0名、本基準をあてはめた場合も内定には至らない。</p> <p>ただし、内定の場合も第7優先項目がボーダーになっており、同点優先項目の効果は大きいと考える。</p>
論点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優先項目とする場合、何番目の項目とすべきか</li> <li>・ 対象に幼稚園教諭を含むべきか</li> <li>・ 対象施設は待機児童対策の施設とすべきか</li> <li>・ 対象施設を市内に限定するべきか</li> </ul>

## 2. 地域型保育事業又は認証保育所等における卒園時の入所加点等

### ア. 対象とする児童

- 案① 認証保育所等を卒園する児童・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1名  
案② 認証保育所等に在籍している児童が3歳児クラスの4月入所を希望する場合・・ 5名

→事務局案 案②認証保育所等に在籍している児童が3歳児クラスの4月入所を希望する場合

### イ. 入所選考における優先度

地域型保育事業卒園児については調整指数により加点を実施していることから、認証保育所等在籍児童についても、調整指数で行うことが考えられます。

### ウ. 調整指数の変更

- 案① 地域型保育事業卒園児の調整指数を減点し、認証保育所等卒園児に近づける 1名  
案② 地域型保育事業卒園児の調整指数を減点し、認証保育所等卒園児と同点とする 3名  
案③ 認証保育所等卒園児の調整指数を加点し、地域型保育事業卒園児に近づける 0名  
案④ 認証保育所等卒園児の調整指数を加点し、地域型保育事業卒園児と同点とする 5名

意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 認証保育所と小規模保育園の3歳児認可申込みの調整指数があまりにも違いすぎるので同等になるよう見直してほしい。</li><li>・ 地域型保育事業も認証保育所も、ある程度定員をみたしているのであれば、違いをつける必要はない。もし、定員を充足しないで、他で待機があるのであれば、調整する必要があると思う。</li><li>・ 地域型卒園児が加点による優先となるのは、不公平感があります。地域型と認証の加点の差が大きく、余程の基本指数がないと追いつかない印象がある。</li><li>・ 同一基準で3歳児クラスへ転園・入所を希望する者に対しては、加点・減点何れでも良いと思います。</li><li>・ 都制度で独自性を発揮できる認証保育所と認可施設の小規模版である地域型保育事業は同じではない。これを同じとする意味はあるのか。地域型を希望する人が減少するのではないか。</li></ul>
----	---

→事務局案

案④ 認証保育所等卒園児の調整指数を加点し、地域型保育事業卒園児と同点とする

エ. 基準の改正案

改正案	<p>調整指数に以下の項目を追加</p> <p>「申込児が認可外保育施設から保育の提供を受けることを常態としている場合であって、当該保育施設の最終年齢クラスを卒園し、引き続き市内の特定教育・保育施設の利用を申し込む場合（3歳児クラスの4月入園時のみ適用。）</p> <p>※申請時に保護者が支給認定要件と同等の要件を有し、月160時間以上の月極め契約で、西東京市民として当該施設に6か月以上継続して利用している場合に限る。対象となる認可外保育施設は受入年齢が認証保育所、企業主導型保育事業所とする。3歳児以降のクラス設定のある施設は対象としない。</p>
考え方	<p>東京都認証保育所は、施設の独自性を生かした認可外保育施設であり、認可施設である地域型保育事業の卒園児を同一の点数とすることは、制度上矛盾を生じることになる。一方で、認可外保育施設は、待機児童対策の一端を担っており、そのような点からは卒園児の保育継続に配慮が必要とも言える。</p> <p>認可外保育施設は市の利用調整を必要としない施設のため、大きな加点を行うことは地域型の保護者とのバランスを失するため、慎重な判断が必要である。</p> <p>各委員のご意見では、認証保育所等の卒園児と地域型の卒園児を区別する必要はないという意見が多かったが、上記のような理由もあることから、加点の趣旨を考慮し、保育の必要性、契約内容と期間、市民要件など、適用の範囲を限定した。対象施設も一時保育的な施設は除き、認証保育所と企業主導型に限定した。</p>
改正の影響	<p>平成30年度入所では、2歳児までの認証保育所の卒園児は、10名の申請があり、8名が内定、2名が保留となっている。本基準改正を2名の保留者にあてはめた場合、保留のうち1名が内定となる。なお、この1名が内定することにより不承諾となる対象は、別園で内定となり待機児童にはならない。8名の内定者のうち、4名が第一希望以外の園に内定しているが、改正をあてはめると、順位の変動はあったが、内定園に変化はなかった。</p>
論点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象施設をどこまでとするか。認証保育所、企業主導型保育事業、ベビーホテル等の種類と市内・市外に制限を設けるか。</li> <li>・保育の提供を受けることを常態とするの範囲をどの程度とするか・点数を目当てに申請時のみ契約することがないか</li> <li>・3歳児まで定員がある施設でも来年度契約を結ばない場合に、卒園と同等と見なす扱いとするか</li> <li>・利用調整を経て入所する地域型保育施設と同点として良いか</li> </ul>

### 3. きょうだい同園入所について

#### ア. きょうだい加点の扱い

- 案① きょうだい既在園世帯の優先項目を復活させる・・・4名
- 案② 現行制度を維持する・・・3名

意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別々の園にいる人は送迎が大変そうだし、親の負担を減らしてあげたい。</li> <li>・別々の園だと、行事などが同日に行われる可能性がある。</li> <li>・子どもの送迎については、保護者がどのように担っているか吟味する必要があると思う。例えば、きょうだい別園でも常に父母や祖父母など送迎要因が確保されている家庭と、父母のいずれかが一人で担っている家庭では区別をしてあげたい。</li> <li>・2人以上いる家庭での保護者の負担を考えると優遇すべきだと思う。ただし、2人より3人以上の家庭を優遇するなどが必要かと。</li> <li>・保護者にとってきょうだい異なる保育園に通う負担は、計り知れない。第1子がなかなか希望園に入所できないのは、やむを得ないと考えます。</li> <li>・絶対的加点が不公平なのであれば、同点の際の配慮として同一園へはいれるような項目を希望します。転園希望の場合は引き続き+8点をお願いいたします</li> </ul>
----	--

→事務局案 案① きょうだい既在園世帯の優先項目を復活させる

#### イ. 基準の改正案

改正案	<p>同点優先項目 第6に以下の項目を新設する</p> <p>「第五優先項目でも順位が決定しない場合、申込児のきょうだい既在園世帯を優先する（きょうだい既在園のみ適用する）」</p>
考え方	<p>本市における就学前人口が横ばいから減少傾向にあり、今後のまちづくりとして、第二子以降を生み、育てることの負担を軽減し、子育てしやすいまちづくりを促進するため、きょうだい優先を復活する。</p> <p>各委員のご意見では、慎重な意見もあるが、きょうだいポイントの復活についての意見も多かった。ただし、第一子への影響も考慮し、以前と同じ第5優先項目へ戻すのではなく、第6優先項目とすること、適用を兄弟の在園している施設での選考に限定することを提案する。</p>
改正の影響	<p>平成30年度入所の一次審査で、きょうだい既在園世帯で保留となったのは28名であるが、仮に本基準改正をあてはめるとそのうち13名が内定となる。また、内定したがきょうだい別園になった40名に、本基準改正をあてはめると20名がきょうだい同園となる。結果としてきょうだい同園となる世帯は</p>

	<p>33世帯増えることとなり、割合に換算すると現在の75%から80%がきょうだい同園となる試算である。</p> <p>基準改正前の平成27年度のきょうだい同園割合は82%であるが、平成27年度時点は現在のように0歳～2歳までの地域型保育事業が整備されていなかったことを考慮すれば、転園の加点とあわせて、改正の効果は大きいものと考えられる。</p> <p>一方で、13名の第一子の世帯（0歳児が3名、1歳児が10名）が基準の改正により保留となる（全体の内定者は0歳が309名、1歳が300名。保留者は0歳児が34名、1歳児が155名である）。</p>
<p>論 点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際は住民税額（第7優先項目）がボーダーになっており、きょうだいのいない世帯が不利になることは変わらない。</li> <li>・ きょうだいが在園している施設のみに適用のため、在園児が0歳児保育を行っていない園にいる場合や、在園児が地域型保育事業に入っており、同園に入園してもすぐに卒園してしまう場合など、適用の難しいケースも存在する。</li> <li>・ 優先項目を復活させる場合に、きょうだい転園の調整指数8点の扱いをどうするか。</li> </ul>